

板橋区民間保育施設 AED 設置経費助成要綱

(平成21年4月28日区長決定)

(平成26年2月10日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、板橋区内の私立保育所等民間保育施設の AED（自動体外式除細動器）設置に要する経費を、区が必要に応じて予算の範囲内において助成（以下「助成」という。）することにより、民間保育施設における健康・安全管理の充実を図ることを目的とする。

(助成対象)

第2条 この助成金の交付対象となる施設は、平成21年4月1日現在において AED を設置していない区内の民間保育施設で、次に定める施設とする。

- (1) 私立認可保育所
- (2) 認証保育所
- (3) 認定こども園
- (4) 保育室

2 この助成金の交付対象者は、前項に定める施設を所有する事業者のうち、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 申請日現在、設置者が特別区民税及び軽自動車税を滞納していないこと（個人の場合に限る。）。
- (2) 申請日現在、法人住民税を滞納していないこと（法人の場合に限る。）。

(助成対象経費)

第3条 この助成金の交付対象となる経費は、備品購入費、消耗品費、設置工事費等、AED を設置するために要する経費とする。

(助成金の交付額)

第4条 この助成金の交付額は、対象経費の実支出額と助成基準額のいずれか少ない方の額とする。なお、助成基準額は39万円とし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 この助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、交付申請書（[別記第1号様式](#)）を区長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 区長は、前条の規定に基づく申請を受けたときは、速やかに審査し、適当と認めた場合は、交付決定通知書（[別記第2号様式](#)）により申請者に通知する。

(事情変更による決定の取消等)

第7条 区長は、この助成金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、またはこの決定の

内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、助成事業のうちすでに経過した期間に係るものについては、この限りでない。

(承認事項)

第8条 申請者が次の各号の一に該当する場合は、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。ただし、(1)及び(2)に掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りでない。

- (1) 助成事業等に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- (2) 助成事業等の内容を変更しようとするとき。
- (3) 助成事業等を中止し、または廃止しようとするとき。

(事故報告等)

第9条 申請者は、助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は、助成事業そのものの遂行が困難となった場合は、速やかにその理由及び遂行の見通し等を書面により区長に報告し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第10条 区長は、助成事業の円滑かつ適正な遂行を図るため、その遂行の状況に関し申請者に対し報告を求めることができる。

(財産の管理義務)

第11条 申請者は、助成事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(実績報告)

第12条 申請者は、当該事業完了後速やかに実績報告書(別記第3号様式)を区長に提出しなければならない。

(額の確定)

第13条 区長は、前条の報告を受けたときは、第6条の交付決定の内容等に適合するか否か調査し、適合すると認めるときは、交付額確定通知書(別記第4号様式)により、申請者に対し確定額を通知する。

(是正のための措置)

第14条 区長は、助成事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、申請者に対し、助成事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命ずることができる。

- 2 前項の命令により必要な措置をした場合においても、第12条の実績報告をしなければならない。

(交付請求及び支払)

第15条 申請者は、第13条の規定に基づき助成金の額の確定通知を受けたときは、請求書(別記第5号様式)を区長に提出するものとする。

- 2 区長は、前項の規定に基づき申請者から請求を受けたときは、速やかに支払うものとする。

(助成事業の完了時期)

第 16 条 助成事業は、交付決定した当該会計年度内に完了しなければならない。

(決定の取消し)

第 17 条 区長は、助成金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当したときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取消しすることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により、助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金を他の目的に使用したとき。
- (3) 助成金の交付決定の内容、又はこれに付した条件、その他法令に違反したとき。

2 前項の規定は、第 13 条の規定により交付すべき助成金の額を確定した後においても適用する。

(補助金の返還)

第 18 条 区長は、前条の規定により助成金の交付の決定を取消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、すでに助成金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

2 第 13 条の規定により交付すべき助成金の額を確定した場合において、すでにその額をこえる助成金が交付されているときも前項と同様とする。

(違約加算金及び延滞金)

第 19 条 助成金の交付を受けた者が、第 17 条第 1 項の規定により助成金の交付の決定の全部、又は一部を取り消され、その返還を命ぜられたときは、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

2 助成金の返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

3 前 2 項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても 365 日当たりの割合とする。

4 第 1 項又は第 2 項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、違約加算金又は延滞金の全部若しくは一部を免除することができる。

付 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 28 日から施行し、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この一部改正は、平成 26 年 2 月 10 日から施行する。

（あて先）板 橋 区 長

所 在 地

設置者名

代表者名

印

板橋区民間保育施設 AED 設置経費助成金交付申請書

このことについて、板橋区民間保育施設 AED 設置経費助成要綱第5条に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 対象施設名及び所在地

2 事業の目的及び内容

3 申請金額

金 _____ 円

4 事業計画

(1) 開始（予定）年月日 年 月 日

(2) 完了（予定）年月日 年 月 日

5 添付書類

(1) 申請額算出内訳（別記第1号様式別紙）

(2) 見積書及び内訳書の写し

(3) 歳入歳出予算抄本

(4) 法人住民税の領収書の写し又は納税証明書。ただし、非課税の場合は申告書（控）の写し、免除の場合は免除決定通知書の写し（いずれも直近のもの）【法人の場合】

6 区税納付状況調査に関する同意【個人事業主の場合】

補助金交付に係る審査にあたり、区が保有する私の区税の納付状況を確認することに同意します。【代表者の住所：板橋区】

※同意しない場合、区外に居住している場合又は転入前の自治体において課税されている場合は、下記の □ に ✓ を記入してください。

同意しない□ 区外に居住している□
転入前の自治体において課税されている□

↓

追加添付書類…住民税（課税されている方は軽自動車税も）の領収書の写し又は納税証明書。非課税の場合は非課税証明書
※いずれも直近のもの（領収書の写しは、直近のものが属する年度分で納期が既に到来しているもの全て）

申請額算出内訳

施設名 _____

対象経費の実支出額 A	寄付金その他の収入額 B	差引額 C(=A-B)	助成基準額 D	選定額 E	助成金申請額 F(=E×10/10)
円	円	円	円 390,000	円	円

(注) 1 E欄は、C欄とD欄を比較して少ない方の額とする。

2 F欄は、千円未満を切り捨てとする。

第 号
年 月 日

様

板橋区長

印

板橋区民間保育施設 AED 設置経費助成金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった板橋区民間保育施設 AED 設置経費助成金は、下記により交付する。

記

1 対象施設名

2 交付金額

金 _____ 円

3 交付条件

- (1) この助成金は、交付申請書記載の事業目的以外に使用しないこと。
- (2) 事業完了後速やかに実績報告書を提出すること。
- (3) 助成金は、実績報告書に基づき、交付金額を確定した上で交付する。

4 申請の取下げ

この交付決定の内容又は交付条件に異議があるときは、この交付決定の通知受領後14日以内に、申請を取下げることができる。

年 月 日

（あて先）板 橋 区 長

所 在 地

設置者名

代表者名

印

実 績 報 告 書

年 月 日付 第 号 により交付決定のあった板橋区民間保育施設 AED 設置経費助成金については、下記のとおり事業が完了したので報告します。

記

1 施設名及び所在地

2 事業内容

3 実施期間

(1) 事業開始年月日 年 月 日

(2) 事業完了年月日 年 月 日

4 所要金額

金 _____ 円

5 添付書類

(1) 所要額算出内訳（別記第3号様式別紙）

(2) 契約書または請書の写し

(3) 設置状況等がわかる写真

(4) 歳入歳出決算（見込）抄本

所要額算出内訳

施設名 _____

対象経費の 実支出額 A	寄付金 その他の収入額 B	差引額 C(=A-B)	助成基準額 D	選定額 E	助成金所要額 F(=E×10/10)	交付決定額 G	差引過△不足額 H(=G-F)
円	円	円	円 390,000	円	円	円	円

(注) 1 E欄は、C欄とD欄を比較して少ない方の額とする。

2 F欄は、千円未満を切り捨てとする。

第 号
年 月 日

様

板橋区長

印

板橋区民間保育施設 AED 設置経費助成金交付額確定通知書

年 月 日付 第 号 により交付決定した板橋区民間
保育施設 AED 設置経費助成金について、 年 月 日付の実績報告書に基
づき、下記のとおり交付額を確定する。

記

1 確定金額

金 _____ 円

2 請求方法

この確定通知書受領後、速やかに請求書（第5号様式）を提出すること。

第5号様式（第15条関係）

請 求 書

金 _____ 円

ただし、 _____ 年 _____ 月 _____ 日付 _____ 第 _____ 号 _____ で交付額確定通知
のあった板橋区民間保育施設 AED 設置経費助成金として、上記金額を請求します。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

(あて先) 板 橋 区 長

所 在 地

設置者名

代表者名

印